法人・団体用　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（表面）

**学校法人工学院大学寄付申込書**

第１号様式

申込日　 　年　　月　　日

学校法人工学院大学

理事長　殿

　　　　　　　寄付申込者

フリガナ

団体名称

フリガナ

代表者名

住所　〒

電話

E-mail

学校法人工学院大学寄付金等受入規程（裏面）に基づき、下記のとおり寄付を申し込みます。

記

１．寄 付 額　　　　　金　　　　　　　　　　　円

２．寄付予定年月日　　　　　　 年　　　 月　　　 日

３．寄付の使途・目的等

　　研究者支援のため

対象研究者　所属：

　　　　　　　氏名：

４．ご芳名を広報誌・ホームページﾞ等に掲載させていただく際に、掲載を希望しない場合は以下に

☑印を入れてください。

　　□　匿名希望

|  |
| --- |
| 通信欄【※必要であれば、ご担当者名、電話番号、メールアドレス等を下記にご記入願います。】 |
|  |

　　※ご寄付いただいた方の個人情報は、寄付に係る業務のためのみに使用させていただきます。

また、本法人の「個人情報の保護に関する規程」に基づき適正に管理いたします。

学校法人工学院大学　総務・人事部 総務課

Tel．03-3340-0121（直通）

（裏面）

学校法人工学院大学　寄付金等受入規程

（目的）

**第１条**　この規程は、法令その他別に定めのある場合を除くほか、学校法人工学院大学（以下「本学園」という。) に

おける寄付金等の受入れに関し必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

**第２条**この規程において寄付金等とは、次の経費に充てることを目的に本学園が個人および民間企業等（以下「寄付

者」という。）から受入れる寄付金または次条に定める有価証券もしくは第４条に定める現物をいう。

(１)　学生または生徒に貸与または給与する学資

(２)　学生または生徒に貸与または給与する図書、機械、器具、標本等の購入費

(３)　学生活動の奨励を目的とする経費

(４)　学術研究に要する経費

(５)　その他教育研究の奨励を目的とする経費

(６)　その他本学園の業務運営を支援する経費

（有価証券）

**第３条**　寄付金等として受入れることができる有価証券は、次の各号に掲げるものをいう。

(１)　国債

(２)　日本政府の保証のある債券

(３)　銀行、農林中央金庫、商工組合中央金庫または全国を地区とする信用金庫連合会の発行する債券

(４)　地方債

(５)　株式

(６)　その他理事長が確実と認める有価証券

（現物）

**第４条**　寄付金等として受け入れることができる現物は、次の各号に掲げるものをいう。

(１)　土地

(２)　建物

(３)　その他現物

（寄付金等の受学術入れの制限）

**第５条**　次の各号に掲げるいずれかの条件が付されているものは、寄付金等として受入れることができない。

(１)　取得した資産を無償で寄付者に譲渡すること

(２)　研究の結果得られた特許権、実用新案権、意匠権、商標権および著作権その他これらに準ずる権利を寄付者

に譲渡し、または使用させること

(３)　使用について、寄付者が会計検査を行うこととされていること

(４)　寄付申込後、寄付者がその意思により寄付金等の全部または一部を取り消すことができること

２　前項に掲げるもののほか、次の各号のいずれか該当するものは、寄付金等として受入れることができない。

(１)　寄付金等を受入れる過程で財政負担が伴うもの

(２)　受入れることによって経営参加権が伴う株式

(３) 寄付者の子弟等の入学に関連があるもの

(４) 受入れることによって寄付者が特別の利益を受けるもの

(５) 本学から取引停止の措置を受けている期間中の寄付者からのもの

(６)　反社会的勢力に係わる寄付者からの寄付など不適当と判断するもの

(７)　教職員への私的なもの

３　その他理事長が、本学園の業務運営上または教育研究上、支障があると認める条件等があるもの

（寄付金等の受入れの決定）

**第６条**　理事長は、寄付金申込書（別紙第１号様式）を受理し、その受入れについて適当と認めたときは、これを受入れるものとする。

２　理事長は、前項の寄付金の受入れを決定したときは、寄付金申受書（別紙第２号様式）を寄付者に送付する。

（寄付金等の使途の特定）

**第７条**　寄付金等の使途の特定は、寄付者が行うものとし、寄付者がその使途を特定していないものは、理事長が使途を定める。

（寄付金等の移管）

**第８条**　寄付金等の研究担当教職員等が他の大学等へ転出し、寄付金を他の大学等へ移管することは認めない。

（寄付金等の受入れ後の取扱い）

**第９条**寄付金等は、受入後から支出までの間、本学園の経理規程の定めるところにより取り扱うものとする。

２　理事長は、本学園に寄付された寄付金等について、寄付目的を達成した後に残高が生じた場合は、適当と認める他の目的に充当することができる。

（雑則）

**第1０条**　この規程に定めるもののほか、寄付金等の受入れの実施に関し必要な事項は、理事長が別に定めるところによる。

（改廃）

**第１１条**　この規程の改廃は、理事長が決定する。

附　則

この規程は、平成２７年5月8日から施行する。

附　則

この規程は、平成27年６月24日から施行する。

附　則

この規程は、平成29年５月19日から施行する（常務理事会廃止に伴う改廃権者の変更）。